令和７年度決算に基づく

健全化判断比率審査意見書

名 古 屋 市 監 査 委 員

目　　次

令和７年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第１　審 査 の 対 象 …… 1
第２　審 査 の 方 法 …… 1
第３　審 査 の 結 果 …… 2
１　総括 …… 2
２　各比率について …… 2
３　是正改善を要する事項 …… 3

令和７年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第１　審査の対象

審査の対象は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 令和 7年度決算に基づく健全化判断比率

ア　実質赤字比率

イ　連結実質赤字比率

ウ　実質公債費比率

エ　将来負担比率

(2) 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の方法

審査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、以下の各号に掲げる着眼点に留意しつつ、総務省が作成した記載要領及びチェックポイント等により、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書類、関係部局が作成した算定根拠資料、関係証書類との照合・確認を行うとともに、その算定過程が適正かどうか財政局への質問を行うなどの方法により実施した。

(1) 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りがないか

(2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているか

(3) 健全化判断比率の算定の基礎となった書類が適正に作成されているか

第３　審 査 の 結 果

１　総括

市長から提出された令和 7年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、上記方法により審査した結果、健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる書類の作成は、いずれも適正に行われていると認められた。

健全化判断比率		令和 7年度	令和 6年度	早期健全化基準	財政再生基準
①	実質赤字比率	－	－	11.25%	20%
②	連結実質赤字比率	－	－	16.25%	30%
③	実質公債費比率（3か年平均）	6.4%	6.4%	25%	35%
④	将来負担比率	87.3%	84.2%	400%	

（注 1）実質赤字額、連結実質赤字額が発生していない場合は、実質赤字比率、連結実質赤字比率を「－」で表示する。
（注 2）将来負担比率に係る財政再生基準はない。
（注 3）早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

２　各比率について

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

（注）標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額である。

令和 7年度の実質赤字額は前年度に引き続き発生しておらず、実質赤字比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、公営企業等を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

令和 7年度の連結実質赤字額は前年度に引き続き発生しておらず、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

令和 7年度の実質公債費比率は前年度と同率の 6.4％であり、早期健全化基準の25％と比較すると、これを下回っている。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

令和 7年度の将来負担比率は87.3％であり、早期健全化基準の400％と比較すると、これを下回っている。

前年度に比べると 3.1ポイント上昇している。これは主に、標準税収入額等の増加等により標準財政規模が増加したものの、地方債現在高の増加等により将来負担額が増加したことによるものである。

3　是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はなかった。

（参考）

本市における健全化判断比率の対象範囲

